# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

## 熊本厚生年金 事案 431

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録について、申立期間のうち、 平成12年10月1日から14年10月1日までの期間について44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付す る義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年7月1日までの標準報酬月額の記録は、既に17年8月31日に47万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することにより、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の38万円とされているが、申立人は、当該期間については44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付す る義務を履行していないと認められる。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から15年7月1日まで 申立期間について、A社における標準報酬月額のオンライン記録は、給 与明細書に記載された金額と相違しているので、正しい金額に訂正してほ しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成 12 年 10 月から 13 年 8 月までの期間、同年 12 月、14 年 1 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月について 44 万円とすることが妥当である。

また、平成13年9月から同年11月までの期間及び14年8月については、 給与明細書が無いため保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれも不明であるものの、当該月の前後である13年8月及び同年12月、14年7月及び同年9月の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額はいずれも44万円であることから、これらの保険料額に基づく標準報酬月額と同じ44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)において記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 7 月 1 日までの期間における標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されたが、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の 17 年 8 月 31 日に 47 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(47 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(38 万円)となっているが、申立人が保管する給与明細書から、当該期間において、標準報酬月額 47 万円に見合う給与が支払われており、標準報酬月額 44 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、特例法により、当該期間の標準報酬月額は44万円とすること が妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、標準報酬月額の訂正が行われていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 熊本国民年金 事案 536

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

昭和47年3月に短大を卒業し、同年4月からA事業所に勤めたが、厚生年金保険が無かったので、両親が将来のことを心配して、母が国民年金の加入手続を行い、父の給料から母と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。今は持っていないが、領収証の貼ってある手帳を母から受け取った記憶もあるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和47年4月に申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人と母親の二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は60年11月ごろ払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、申立人の父親は、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと供述しているものの、申立期間に係る納付金額及び納付方法等の納付状況に関する記憶は曖昧であることから、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 537

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

国民年金の加入手続は 20 歳になった昭和 37 年\*月ごろ母が行い、申立期間に係る国民年金保険料の納付も母が行ったと思う。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳のころ、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 3 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳に国民年金保険料の領収証が貼付されていたと主張しているが、申立期間当時は、納付書方式は採用されておらず、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本国民年金 事案 538

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成3年3月まで

私は、昭和60年4月に母親と一緒に市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で1か月ずつ国民年金保険料を納付した。その後は、毎年年末調整の際に保険料の領収書を職場に提出していた。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月に、申立人の母親又は自身が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は送られてきた納付書で、毎月納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号は平成3年4月以降に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳は昭和60年4月に発行された手帳であると主張しているが、当該手帳には平成の元号が印刷されている上、申立人はこれまでに発行された手帳はこのほかには無く、手帳を再発行した記憶も無いとしており、申立人の主張には不自然な点が見られる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 432

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

#### 2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和62年4月20日から平成元年7月1日まで 私は、昭和62年4月にA社(現在は、B社)に採用され、同年5月から 平成元年6月までC店に勤務していたが、申立期間については厚生年金保 険の被保険者期間が確認できなかったので、申立期間を厚生年金保険の被 保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年4月にA社に採用され、同年5月からC店に勤務し、移動販売車「D号」で食品等の販売を行っていたと主張しているところ、雇用保険の加入記録から、申立期間の一部である昭和63年11月6日から平成元年6月16日までの間、申立人がA社(C店)に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる資料を保管しておらず、また、同社が保管するA社に係る退職者管理台帳によれば、申立人については、「保険証」及び「健保」の欄に「×」印が付されており、さらに、移動販売車「D号」に従事し、その後退職した社員のいずれについても申立人と同様に「保険証」及び「健保」の欄に「×」印が付されている。この点について、B社は、「A社の退職者管理台帳をみると、申立人を含めて『D号』に従事していた社員が、いずれも健康保険には加入していない。このため、申立人は厚生年金保険への加入も無かったと思う。」と証言している上、申立期間当時、A社の営業部に所属していた「D号」担当者は、「『D号』に従事していた社員は、社員区分が契約社員だったため、厚生年金保険や健康保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、申立期間当時、C店の店長として勤務していた者は、申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができず、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、A社に係る資格取得日が昭和62年4月11日から平成元年7月11日までのオンライン記録には、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 433

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月1日から62年3月16日まで 私は、昭和61年5月にA社に入社し、62年3月まで勤務していたが、 厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部においてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和62年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間にA社に勤務していた申立人の複数の同僚は、昭和62年6月に適用事業所になる前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨証言している上、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時の給与明細書等の資料を保持していない。

さらに、A社は、平成2年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連の資料が無く、また申立期間当時の事業主も既に死亡しているため事情を聴取することができず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。